

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第67号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和59年香川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(相続による承継の届出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第2号様式（第5条関係）</p>	<p>(相続による承継の届出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本</p> <p>(2) 略</p> <p>第2号様式（第5条関係）</p>

(日本産業規格A列4番)

相続による営業者の地位承継届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
被相続人との続柄

次のとおり相続により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種類
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 被相続人の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日 年 月 日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書

(日本産業規格A列4番)

相続による営業者の地位承継届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
被相続人との続柄

次のとおり相続により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種類
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 被相続人の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日 年 月 日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。